

令和6年度 いわて産業人材奨学金返還支援助成金支援候補者募集要項

第1 趣旨

岩手県では、県内のものづくり事業所等に就業する者に対して将来のものづくり産業等を担うリーダーとなる高度技術人材の確保・定着を促進するため、学生が大学等を卒業後、又は既卒者がU・Iターンを希望し、県内企業に就業する場合に、奨学金の返還を支援する。

第2 募集対象者

次のいずれにも該当する方を募集対象者とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子）の貸与を受けており、将来返還予定又は返還中の者であること。なお、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」以外の「奨学金返還支援制度」を重複して利用（利用予定を含む）しない者であること。
- (2) 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。

区分	在学する学校等	申請可能な学年等
ア 学生	大学院の修士課程	1・2年生
	大学（6年制。薬学部又はこれに相当する学部のみ。）	5・6年生
	大学	3・4年生
	高等専門学校（専攻科を含む。）	4・5年生
イ 既卒者	上記の学校を卒業し、県外で就業している35歳未満の者、又は県内に正規雇用で就業していない35歳未満の者（いずれも令和5年4月1日時点）で、今年度までに認定企業において就業し、かつ居住する意向を有すること。	

- (3) 県内に事業所を有する次のいずれかの企業であって、県からいわて産業人材奨学金返還支援制度の認定を受けた企業（以下、「認定企業」という）への就業を希望する者であること。
 - ア ものづくり・IT 関連企業
 - イ 建設関連企業
 - ウ 地域未来投資促進法分野
 - エ 若者女性活躍関連企業
 - オ 働きやすい職場関連企業※ 認定企業の一覧は、岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室のホームページに掲載します。
- (4) 岩手県内に定住することを希望する者であること。

第3 募集人員

若干名

第4 募集期間

令和7年2月19日（水）～令和7年3月21日（金）（必着）

第5 助成の内容

区分	助成率	支援上限額
大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていた者（6年制大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者を含む。）	2分の1	250万円
大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者（高等専門学校の専攻科の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者を含む。）		150万円

大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていた者	100万円
高等専門学校の内在学期間に奨学金の貸与を受けていた者	70万円

第6 認定の要件

- 1 学生 大学等を卒業後に認定企業に正規雇用により就業し、8年間継続して勤務する見込みであること。また、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。
- 2 既卒者 認定申請日において既に大学等を卒業し、県外において就業している者、又は県内に正規雇用で就業していない者で、認定申請後に認定企業に正規雇用により就業し、県内事業所において8年間継続して勤務する見込みであること。また、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

第7 応募及び認定の方法

- 1 次に掲げる書類を募集期間内に郵送又は電子申請フォームにより提出すること。
 - (1) いわて産業人材認定申請書（様式第1号）
 - (2) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類（既卒者にあつては、奨学金返還証明書）
 - (3) 大学等の在学証明書又は卒業証明書
 - (4) 大学等の成績証明書
 - (5) 学習・業務内容確認書（参考資料）
- 2 提出書類をもとに、必要に応じて「いわて産業人材奨学金返還支援助成金支援候補者審査委員会」を開催し、応募者を審査し、候補者を認定する。

第8 応募先・問い合わせ先

- 1 応募先
公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部
〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 2-4-26
- 2 電子申請フォーム
QRコードを読み込むか、下記リンクにアクセスし、申請を行ってください。



<https://new-i-system.sakura.ne.jp/public/publicform/4d926bf0-e5c5-11ee-8c78-ffe8eb883b8c>

- 3 問い合わせ先
公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部
電話番号 019-631-3828 メールアドレス joh@joho-iwate.or.jp
岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室
電話番号 019-629-5553 メールアドレス AB0005@pref.iwate.jp

第9 留意事項

- (1) いわて産業人材奨学金返還支援助成金支援候補者の認定を受けた後、助成金の交付までの流れは表1のとおりです。（候補者の認定によって交付が確約されるものではないこと。）
- (2) 支援候補者として認定後、当該支援候補者が応募時に提出した「いわて産業人材認定申請書」に記載の情報は、当該支援候補者が就業予定の認定企業に提供されます。

附 則

この要項は、令和7年2月14日から施行する。